

石綿遺族に相談窓口

救済一部終了で支援団体

石綿（アスベスト）による健康被害を受けた人の遺族を救済する制度の一部が、27日に申請期限を迎える。労災の請求権を失った遺族を対象とした制度は利用できるなくなるため、支援

団体は緊急の相談窓口を設ける。石綿が原因の中皮腫や肺がんは数十年の潜伏期間後に発症する。原因に気づかないことも多く、労災申請は遅れがちだ。そこで、死

亡から5年の時効がある労災補償とは別に、労災時効となった被害者遺族向けの「特別遺族給付金」（一時金1200万円）を石綿健康被害救済法で設けた。同法は労働者以外の被害者も対象だ。死後にアスベストが原因と分かった人の遺族には、「特別遺族弔慰金」（一時金280万円）を支払う仕組みもある。これらは、法改正で申請

期限の延長が重ねられてきた。今回は法改正をめざす動きは目立たず、3月で期限を迎える。

東京都で美容院を営む女性（78）は今年1月、救済制度への申請をした。解体工として働いていた夫が肺がんで亡くなって26年。労災の申請期限は過ぎていたが、被害者遺族を救済する仕組みを利用できた。死亡診断書は病院に残っていない

かったが、生命保険会社で見つかった。「夫が帰ってくるわけではないが、アスベストと認めてもらえるといいねと、仏様に手をあわせました」と女性は話す。

民間団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は17日、「期限前に何とか補償につなげたい」と訴えた。電話相談窓口（0120・117・554）を18

20日に設ける。（山本恭介